

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が、あらためて4月25日(日)に東京都、大阪府、京都府、兵庫県の4都府県に発令されました。当組合といたしましては、従前通り下記の業務対応を継続して実施いたします。

なお、今般の緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症の状況が大きく改善されたことが確認できるまで、当面の間、下記業務対応を継続することといたします。業務体制を変更する場合には、あらためてご案内申し上げます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事務局の業務体制

(1) 期間：4月26日(月)から当面の間

(2) 会議・セミナー等について

▶ 委員会・セミナー等は、Web会議システムを活用して従来通り開催いたします。

(3) 情報配信について

▶ 各グループからの各種情報について、引き続き週一回程度でまとめた配信といたします。

(4) 輸出管理相談業務(講師派遣を含む)について

① 電話での相談を一時休止いたします。組合ホームページでの相談は従前通り受け付けております。

② ご来訪いただいて対面での相談業務は当面休止いたします。対面での相談をご希望の方にはWeb会議システム等により対応いたします。

(5) 貿易保険申し込み業務について

貿易保険のNEXIへの申し込み業務は通常通り行います。

(6) 書籍・刊行物の販売

① 引き続き当組合ホームページで購入の申し込みを受け付けております。

② 窓口での販売、お電話・FAXでの購入受付は引き続き停止いたします。

(7) お問い合わせ

電話、Eメールでのいずれでもお問い合わせに対応いたしますが、在宅勤務を実施しているため、担当者が出勤時にまとめて回答させていただくなど、お答えにはお時間を頂くこともありますことを予めご了解下さい。

その他ご質問

日本機械輸出組合総務企画グループ

03-3431-9507